

「校区外」の考え方

- ◆ 現 合川小、天名小、郡山小の校区全てが、「新たな小学校」の校区となる。

- ◆ 現在の「やくそく」の記載の様子。

【合川小】 子ども同士で校区外に行かないようにしましょう。

【天名小】 子どもだけで、校区外に出てはいけません。

【郡山小】 校区外へは、保護者の許可なく出かけない。

- ◆ 放課後や休日における、地域での子どもの安全を確保する。

前提 1：外出時は、保護者に行き先や帰宅予定時刻などを伝える。

前提 2：学校でも計画的に、交通安全指導、不審者対応指導等を行う。

前提 3：保護者の混乱を招かないよう、一定のルールを学校から提示する。

案 1・子ども同士で移動する範囲として、旧小学校区を目安とする。

案 2・地理的条件や交通事情、防犯体制などから、移動可能な範囲の目安を設ける。

案 3・学年に応じて、段階を設ける。

例) 6年生の2学期以降は、保護者の許可を得て、校区内の移動を可とする。

案 4・保護者の許可のもと、校区内はフリーとする。

ただし、学年や移動手段、目的地までの地理的条件や交通事情、防犯体制などを踏まえて十分に検討していただくよう、保護者に啓発する。

備考・日の入時刻など、季節ごとのルールの必要性も検討する。

- ◆ 今後の検討、意見聴取方法

案 1・保護者代表としてPTAと協議する。(PTA部会も含む?)

案 2・学校運営協議会で協議する。